第１号様式（第５関係）

 番　　　　　号 　　年　　月　　日

東京都知事　　　　　 殿

 　 申請者　住所

 　　 区市町村長名　　　　　　印

年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費

補助金交付申請書

　　　年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱第５の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　金　　　　　　　　　円

２　事業区分及び経費内訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 総事業費(A+D) | 補助対象経費(A＝B+C) | 経　費　内　訳 | 補助対象外経費(D) | 備考 |
| 本補助金(B) | 自己資金(C) |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 　　計 |  |  |  |  |  |  |

３　関係書類

○ 事業計画書（第２号様式）

○ 収支予算書（第３号様式）

○ 位置図

○ 設計図書

○ その他

※Ｊグランツを使用して提出する場合は押印を省略することができる。

第２号様式（第５、第８、第９、第１３関係）

（１）　事業（変更）計画（実績）書

１　事業を実施する場所

　　　施　設　名　：

施設所在地　：

２　事業の内容

３　事業における東京の木多摩産材利用量

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分（該当するものに○） | 東京の木多摩産材利用量 | 備考 |
| 総　量 | １ｍ２当たり | 製品割合 |
|  | 木造化 | ㎥ | ― | ― |  |
|  | 内装木質化 | ㎥ | ㎥ | ― |  |
|  | 木製遊具の整備 | ㎥ | ㎥ | ― |  |
|  | 木製什器の整備 | ㎥ | ― | ％ |  |
|  | 木製外構施設の整備 | ㎥ | ㎥ | 　　　　％ | １㎡当たり使用量は東京の木多摩産材を含む国産材の総使用量 |

４　経費の内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施内容 | 規格等 | 数量 | 単価（円） | 金額（円） |
|  |  |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |  |

　　（注）具体的な内容を記載し、必要に応じて資料を添付すること。

５　事業実施期間

　　開始年月日　：　　　　　　年　　　月　　　日

　　終了年月日　：　　　　　　年　　　月　　　日

※複数の施設を申請する場合には、施設ごとに本様式を作成すること。

第３号様式（第５、第８、第９、第１３関係）

（２） （変更）収　支　予　算（精算）　書

１　収　入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 予　算　額（円） | （精算額）（円） | （増減額）（円） | 備　　考 |
| 補助対象経費 | 都補助金 |  |  |  |  |
| 自己資金 |  |  |  |  |
| 小　計 |  |  |  |  |
| 補助対象外経費 |  |  |  |  |
| 総事業費 |  |  |  |  |

２　支　出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 予　算　額（円） | （精算額）（円） | （増減額）（円） | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
| 総事業費(内　補助対象経費) |  |  |  |  |

 　（注）・変更収支予算書にあっては、当初と変更後の二段書きとし、当初分を括弧書きで

上段に記載すること。

　　　　 ・積算内訳書（金額の根拠）を添付すること。

　　　　 ・複数の施設を申請する場合は、合計金額を本様式に記載すること。

　　　　 ・区分は、別表１の区分単位で記載すること。

第４号様式（第６関係）

 　　　 　　　　第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者名

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号で申請のあった　　　　　年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金については、同補助金交付要綱第６の規定により交付申請書の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により交付する。

　　年　　月　　日

東京都知事　　　　　　　　　　　印

 記

１　補助金の額　　金　　　　　　　　　円

補助金の交付対象となる事業は、交付申請書記載のとおりとする。

２　交付の条件

(1)　事情変更による決定の取消し等

　　　 知事はこの交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(2)　承認事項

　　　 補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

　　 ア　補助事業の内容を変更しようとするとき。

　　 イ　事業費及び経費の配分を変更しようとするとき。

 ウ　補助事業を中止しようとするとき。

(3)　事故報告等

　　　 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、状況及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4)　遂行状況報告

　 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

　　 　知事は、木造化に係る構造材の使用状況を事業中に確認したい場合は、補助金

申請書等による躯体工事内容と、施工された躯体工事の整合性について、中間報告書の提出を求めることができる。

　補助事業者は、知事から中間報告書の提出を求められた場合には、構造材に

よる躯体工事完了後１か月以内に、中間報告書を提出するものとする。

　　 なお、中間報告時においては、知事の求めに応じて現地調査等が可能な状態に

　　 あることとする。

　知事は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行うことがあ

る。

(5)　遂行命令

　　 ア　知事は補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

　　 イ　補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

(6)　実績報告

　　　 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は中止の承認を受けたとき、補助事業が完了しない場合で当該事業の属する会計年度が終了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。ただし、債務負担行為を設定した事業については、事業終了年度に前年度の報告事項を含めた実績報告書を提出するものとする。

　　 ア　事業実績

　　 イ　収支精算

(7)　補助金の額の確定

　　 　知事は(6)の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(8)　補助金の支払等

　 ア　知事は、(7)の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者が提出する補助金交付請求書に基づき当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

　 イ　アの規定にかかわらず、知事は補助事業者から概算払請求書の提出があった場合において、必要と認めたときは、補助金を概算払することができる。

　 ウ　補助事業者はイの規定による補助金の概算払があったときは、(7)の額の確定後、概算払精算書を提出しなければならない。

(9)　是正のための措置

　　 　知事は(7)の規定による審査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取ることを命じることができる。

(10)　決定の取消し

　　 ア　知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部または一部を取り消す。

　　　 (ア)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ)　補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ)　その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

イ　アの規定は、(7)の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(11)　補助金の返還

ア　知事は、(1)又は(10)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

イ　知事は(7)の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(12)　違約加算金及び延滞金

ア　知事が(10)アの規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年１０．９５％の割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ　知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ウ　ア及びイに定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

(13)　違約加算金の計算

 (12)アの規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(14)　延滞金の計算

　　　 (12)イの規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(15)　他の補助金等の一時停止等

　　　　知事は補助金の返還を命じられた補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

(16)　財産処分の制限

ア　補助事業者が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

　　　イ　アの規定により知事の承認を得て、当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全額又は一部を都に納付しなければならない。

(17)　帳簿の整理、管理等

　　　ア　補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

イ　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(18)　交付要綱等の遵守

補助事業者は、前各号に定めるもの及び別記（第６関係）「補助金の交付条件」を遵守するものとする。また、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱（平成３０年４月１日付２９産労農森第１２２３号）の規定によらなければならない。

３　申請の撤回

　　補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定通知受領後１４日以内に申請を撤回することができる。

第５号様式（第８関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　　号

 　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　殿

 補助事業者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区市町村長名　　　　　　　　印

　　　　年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費

補助金に係る変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　号で補助金交付決定通知のあった標記の補助事業を下記のとおり変更したいので、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱第８第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　計画内容の変更

２　計画変更の理由

３　関係書類

　(1) 事業変更計画書（第２号様式）

　(2）変更収支予算書（第３号様式）

第６号様式（第８関係）

 　　　 第　　号

 　　　　年　　月　　日

　補助事業者　　　　　　殿

 東京都知事　　　　　　　 印

　　　　年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費

補助金に係る変更承認通知書

　　　　　年　　月　　日付　　　　　第　　　号で申請のあった標記事業の変更については、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱第８第３項の規定により承認します。

第７号様式（第９関係）

番　　　　　号

 　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　殿

 補助事業者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区市町村長名　　　　　　　　印

　　　　年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費

補助金に係る中止承認申請書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号で交付決定の通知があった標記事業について、下記のとおり事業を中止したいので、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト推進事業費補助金交付要綱第９の規定により承認を申請します。

記

１　中止の理由

２　補助事業の当初からの経過及び現況

３　関係書類

　(1) 事業変更計画書（第２号様式）

　(2）変更収支予算書（第３号様式）

第８号様式（第１３関係）

 　　　　　　　　　　番　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　殿

 補助事業者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 区市町村長名　　　　　印

　　　　年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費

補助金に係る実績報告書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号の交付決定通知に基づき、標記事業を実施したので、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱第１３の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

１　事業実績書（第２号様式）

２　収支精算書（第３号様式）

３　その他関係書類

(1) 位置図（施設所在箇所、施設内の事業実施箇所）

(2）事業執行状況の記録（工程表、工事記録写真等）

(3）完了写真

(4）東京の木多摩産材証明書

※Ｊグランツを使用して提出する場合は押印を省略することができる。

第９号様式（第１４関係）

 　　　　　　　第　　号 　　　年　　月　　日

　補助事業者　　　　　　殿

 東京都知事　　　　　　　　　 印

　　　　年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費

補助金交付額確定通知書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号により交付決定した　　　　年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金については、　　　年　　月　　日付　　第　　号をもって提出された実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認められるので、その額を下記のとおり確定します。

 記

１　確　定　額　　　　　金　　　　　　　　　円

第１０号様式（第１５関係）

 　　　　番　　　　　号

 　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　殿

 補助事業者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　区市町村長名　　　　　　　　印

　　　　年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費

補助金請求書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号により交付額確定通知のあった標記補助金について、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱第１５の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

　　　　　　　 請求金額　　 金　　　　　　　　 円

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額 | 金　　　　　　　　　円 |
| 確　定　額 | 金　　　　　　　　　円 |
| 今回請求額 | 金　　　　　　　　　円 |

※Ｊグランツを使用して提出する場合は押印を省略することができる。

第１１号様式（第１６関係）

 　　　　番　　　　　号

 　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　殿

 補助事業者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 区市町村長名　　　　　　　印

　　　　年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費

補助金概算払請求書

　　　　　年　　月　　日付　　　　第　　　号で補助金交付決定のあった標記補助金について、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱第１６第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　　　　　　　円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額(a) | 既受領額(b) | 今回請求額(c) | 残額（a-b-c） |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

２　概算払を必要とする理由

第１２号様式（第１６関係）

 　　　　番　　　　　号

 　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　　　　殿

 補助事業者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 区市町村長名　　　　　　　印

　　　　年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費

補助金概算払精算書

　　　　　年　　月　　日付　　第　　号で補助金交付決定のあった標記補助金について、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱第１６第３項の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

１　精算金額　　　　　　　円

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額 | 既受領額(a) | 確定額(b) | 精算額（(a)-(b)） |
| 円 | 円 | 円 | 円 |

第１３号様式（第２５関係）

 　　　　番　　　　　号

 　　　　年　　月　　日

　東京都知事　　　　殿

 補助事業者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 区市町村長名　　　　　　　印

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業に係る財産処分承認申請書

　　　　　年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

１　処分財産の品名及び取得年月日

２　処分財産の取得価格及び時価

３　処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）

４　処分の理由